

1999年の本。クレジット債権管理組合。

「現在のわが国の信用情報機関では、申込書に記載された項目のチェックはほとんど不可能ですし、氏名・生年月日・住所などですら、虚偽の申込みをなされたら、対処する方法がありません。」——意図を持った人間には好都合。

以来、私が直接自宅を訪問して、面談した不払債務者はこの三〇年間に四万人を超えています。

その内で七〇〇〇人ぐらいの人が破産者もしくは破産予備軍でした。そこで学んだことは、債務を弁済し終わった後、新たな人生に大きく羽ばたいて行った人がいる反面、**破産をして幸せになっている人には一人も会ったことがない**という事実です。職場を失い、家庭が崩壊し、路頭に迷うまでにはいかないにしても、一様に生活は悲惨そのものという現実を見て、私は呆然とするばかりでした。

個人にとっても社会にとっても、自立自助、自己責任という原則が、その存在の基本であり自然だと思えます。その精神の欠けたところは、人も、社会も、地域も衰退していきま

す。国の補助金漬けの組織や地域がどうなっていったか、官僚主導の護送船団で自立心を失った金融界が、いまだのような状況になっているか、誰もがご存じのところでしょう。不良債権問題の最終的な解決の方向は、「借りたものは返す」、「貸した人に金利をつけて返してもらおう」という至極当たり前のことができる与信・回収のシステムを、社会基盤として構築することであり、その方法をどのように開発し、社会に受入れられる形でどのように具体的に実行するか、ということに尽きるように思えます。

「不払いを起こしている人が、その債務を弁済するまでは次の与信が受けられない」ようにすれば、**オーバーローンや、多重債務による生活の破綻を防ぐ**ことができます。そのためには、与信調査のための優れたデータバンクをもつ調査機関が必要ですが、それは債券回収機関との連携によって、構築していくことができます。

それらの案件は、債務者の氏名、生年月日、債務者名、事故発生日、債務金額のいずれも異なるのに、すべて大阪市のとある区町番地の同一の住所に住民登録がなされているのです。

詳しく調査してみると、その同一の住所地に住民登録されている不払債務者は、何と、男女一六六人、金額にして計三三二〇万円におよんでいました。

その担当者が同住所を訪ねてみると、そこは〇〇会館と書かれた小さな建物で、せいぜい、三〜四世帯くらいしか住めない程度の大きさです。この建物を、一六六人もの人が現住所と申告してローンやクレジットの契約を結んでいることが判明したのです。もちろん不払債務者は、その会館に住んでいるわけもなく、また、その会館の住人に聞いても知らぬ存ぜぬの一点張りだったということです。

所轄の区役所を訪ねて聞いてみると、「あの会館には一六六世帯どころか、**四〇〇〇世帯**

も住んでいるとして住民登録がある」という、開いた口がふさがらない返事だったということです。

どうしてこのような事態が起こり、そして放置されてきたのか、ただ唾然とするばかりです。

・・・

契約書に記載された現住所を、そのまま信用するしかないという、債権者側の与信審査のあり方の問題、四〇〇〇世帯が同一住所地にある不自然を放置している、住民基本台帳法の運用上の問題、また、宛先に届けさえすれば相手が誰であるかは問わないとする、郵便配達をつかさどる現郵便法上の問題が浮き彫りになってきています。

クレジット債権管理組合の訪問調査では、日没後は訪問してはいけない、玄関はたたきから中へ絶対に入ってはいけない、一人ではなく、必ず二人でペアーを組んで訪問するというような遵守事項があります

埼玉県上福岡のとある団地。訪ねて行ったら、高校生くらいの男の子がたばこを吹かしながら玄関に出てきました。両親とも留守の様子でした。

「借金取りに来たのかおっさん……うちのとうちゃんとかあちゃんから借金取るの難しいぞ」

「どうして」といったら、「まあ、(子どもの自分でも)感心するぐらい、うまいことを口先だけでぺらぺらと、うそ言うのは名人だからね、なかなか金は取れないよ」と答えます。

「差押さえされたら」

「差し押さえなんて何回も受けているよ。受けてもすぐ道具屋から買い戻して元にもどってしまう」

「給料押さえられたらどうする」

「給料押さえられたら勤め先をすぐやめて、他の勤め先に変わってしまう」

「……………」

私は、言葉の接ぎ穂を失いました。言葉づかいは悪いけれど、子どもは親のありさまを反面教師にして、たくましく育っているという風情でした。

今、不良債権問題で、「暴力団がらみの債権が多いので回収が難しい」と、よく話題にももちろんまったくないわけではないでしょう。しかし、実質的にその数はそんなに多くないのではないかと私は思っています。

・・・

実際に、私は今までに四万件歩いて、その類の人に出会ったのは一〇〇人といませんでした。

どうも暴力団云々は、むしろ、回収の困難さに対する言い訳に使われている節があるのではないか。アウトロー的な人でも、誠心誠意話せば、回収できることが多いということは、前に見た通りです。

一般に、不良債務者は社会的に問題がある階層に多いと思われているようです。計画的な家計生活ができない、だらしない暮らしということで、皆さんの中にあるイメージができていると思うのですが、その固定観念はある意味で危険です。不払者は、社会的地位の高い人、尊敬される仕事をしている人の中にもいます。社会階層のどの部分にもあまねく存在するのです。

私たちは、直接的に返済を求める回収行為は行わず、本人に不払の事実を通知してそのことを確認し、さらに不払理由の調査や生活状態、支払能力を調査する「調査行為」を行ないます。その調査の経過が本人とのコミュニケーションのブリッジをかけることとなり、その結果として回収に絶大な効果を上げているのです。また、さらには相手の事情を聞き、本人が経済的に立ち直って自分の力で返済できるよう相談に乗るカウンセリングを主として行なっています。

不良債権の実態がなかなか表に出てこないのは、日本の社会経済システムや日本人の特性に根差したものだといいました。これは、組織の現場にいる人間なら誰でも知っていることです。組織にはそれぞれ責任体制があるので、各部門ではマイナスが生じたとき、良かれと思って少しずつ粉飾をして表面をきれいに見せることをします。これが各部門単位で日常的に行なわれているわけですから、黒いものも段階を追っていくうちに白に変わってしまうのです。

第1章で、ある地方のファイナンス会社のケースを取り上げましたが、各支店が独立採算制の場合、不良債権が発生するとその支店の収支は赤字になりますから、赤字にならないように粉飾することが各支店で日常的に行なわれます。ですから本社のトップは、ほとんど実態というものがわからなくなります。

警察官に給料が払えなくなったら、いったいどうなるか。かつて、ニューヨーク市が財政困難に陥って、警察官の給料をカットしたことがあります。その時どんなことが起こったかという、警察官が交通違反者、売春婦を片っ端から検挙しては、賄賂を取って釈放するなどということが半ば公然と行なわれるようになりました。それが生活の知恵というものなのです。そのために暗黒のニューヨークといわれた時代があります。

本人を特定するための人定項目を整備する必要があります。

人定項目とは、

① 戸籍上の氏名表示 ②その届出された正しい読み ③戸籍上の生年月日 ④本籍地の表示 ⑤住民基本台帳上の登録地の表示 ⑥配偶者の戸籍上の氏名表示 ⑦その届出された正しい読み ⑧戸籍上の生年月日 ⑨上記すべての項目に関する履歴（変更・移動）の蓄積
この項目を基本に情報を集積する。

わが国が法治国家であるのは、言うまでもなく自明のことです。貸付けた債権は金利を付けて返済されなければなりません、これに関しては、金銭消費貸借契約あるいはそれに準ずるものの契約の権利義務について、民法で明快にうたわれています。そして、それを誰も疑う人はありません。

任意に支払われる、あるいは返済される「私的自治の範囲内で解決される」ものについては問題がありませんが、それで**返済されない債権**については、**裁判所に訴えて、法的手続きを進め、判決をもらい、その判決に基づいて公権力の発動・助力を得て回収せよという建て前**になっています。国が債権回収に助力をしてくれるということです。

では、その法的手続きの現実はいったいどうなっているのでしょうか。金銭消費貸借契約について、まず、督促手続き（支払命令）を援用せよというのがその方針です。この支払命令を例にとって、実際にどんなに困難で合理性を欠き、採算に合わないかを証明しましょう。

この支払命令は、住所地（支払義務地）を管轄する簡易裁判所が担当することになっています。そこで、債権が回収できない債権者が支払命令の申立を行ないますと、裁判所がその中立での内容を判断して、請求が適法（法律違反がない請求）であれば、支払命令を裁判官名で発令します。

しかし、この**支払命令は、相手に届かなければ発効しません**。そして、この送達手続きが大変な問題を含んでいるのです。それは、郵便法上の問題にも、住所地を特定する住民基本台帳法にも関係してくるのかもしれませんが、大変な障害があるのです。

普通、この支払命令は、**特別送達**によって債務者の居住地（支払義務地）に送達されません。特別送達には、郵便局の係員による配達した日付および時間の報告と受取人の捺印が必要です。

ところが不払いを起こした人たちが、週日の昼間に、家にいることはほとんどありません。また留守がちの人も多いのです。そこで、郵便局の係員は不在配達通知書を置いて帰ります。これは後日、本人が身元を証明するものと印鑑を持って郵便局に出向いて受け取るということになるわけですが、昔ならいざ知らず、裁判所からの支払命令を、わざわざ郵便局まで受け取りに行く人などいません。裁判所から現金書留が来たというのなら受け取りに行くでしょうが。

支払命令は、郵便局に一〇日間留め置かれ、その後は、留置期間満了による不送達として処理され、申立人の元に戻ってしまいます。そしてそのことが、債権者に通知されます。

債権者は、次に、日曜祭日に送達する**休日送達**、あるいは夜間にも送達する**速達送達**などを行ないます。相手が留守がちでそれでも送達されない時は、やむを得ず、**執行官送達**を試みます。執行官送達は、手続きがかなり厄介で送達費用も相当かかるのですが、それでも本当に送達できるかどうかという問題があるのです。

そこで、最後の手段として、民事訴訟法一〇七条「**郵便に付する送達**」を試みます。一般に「**付郵便送達**」といいます。これは書留郵便でなされ送達証明が不要なので、相手の居住地に届きさえすれば、**本人が見ようが見まいが送達したと見なされるもの**です。

しかし、この付郵便送達をする場合には、事前に調査報告書を提出しなければなりません。債務者の居住地に直接調査員を派遣して、**債務者が間違いなくそこに居住している**ということ調査した**調査報告書**を書いて、添付して申請する必要があります。この調査報告書には、一通あたり少なくとも数千円の実費を要します：

このような経過を経て、支払命令はやっと送達できるのです。

前述したように、送達をしなければ事件は成り立たないのですが、最初の特別送達で送達できる割合は、どんなに多くても六割を超えたという数字を私は知りません。**四割以上のものは、上述したさまざまな手段を講じなければならないのです。**現在の法的手続きがいかに厄介で、手間だけでなく費用のかかるものか、おわかりになるでしょう。

著しく採算性を欠く法的手続き

最初の支払命令が送達された後、四四日の間に、**仮執行宣言付支払命令の発令を求め**る手続きに入ります。そしてこの場合も、前と同じような厄介な手続きを経て送達されなければ、仮執行宣言付支払命令正本としての効力が生じないのです。

裁判所の助力、公権力の介入とは、本人の同意がなくても裁判所によって差押えて、転付命令（債権者への支払いを命ずる）手続きをしたり、差押財産（不動産、有体動産）を競売して、その中からこの手続きに要した費用を差し引いて残金を債権者に交付したりすることを言います。一般的には**強制執行**と言います。そのためには裁判所の決定が必要です。裁判所の決定の前に、強制執行認諾付の公正契約がありますが、それ以外は仮執行宣言付支払命令正本、調停調書、和解調書、判決と、いずれも裁判官の決定によって確定した債務名義が必要です。**強制執行には、右の五つの書類のいずれか一つが整っていなければ、公権力、つまり裁判所の手助けを受けることができません。**

これらの法的手続きを経て、最終的に判決にもとづいて裁判所から**債務名義**（裁判所によって、本人の同意なしに債務者から債権を回収するための裁判所の許可書と考えたら良いでしょうか）を交付されるわけですが、ここに至るまでの煩雑な手間や費用などを勘案すると、はたして債権が回収されても採算が取れるかどうか、非常に問題があるのです。

現実には、**採算が取れないというのが実態**です。判決をもらうについては、残高九〇万円以上の債権は、本人が直接するか、もしくは弁護士でなければ裁判所は相手にしないということなども申し添えておかなければなりません。

ここで、私が言いたかったことは、裁判所など公権力の助力を得るのは、実に難しく厄介だということです。

それだけではありません。やっと**債務名義（強制執行の許可書）**が得られたとします。しかし、債務名義があったところで、山羊ではありませんから、紙に書いた判決文だけではお腹が膨れません。債権を実際に回収しなければどうしようもありません。そのための手段として、たとえば財産——預金や不動産などがあることがわかっているならば、それを差押さえて**競売などにかけて回収する**という段取りになります。

しかし、その債務者の財産を正確に調べるのがまた難しいのです。自宅などの不動産があったとしても、金額が大きすぎたり、あるいはすでに担保に入っていたりして、はたして強制執行、競売をしてもうまく回収できるかどうか問題のあるところでは。

一般的に考えられることは、給料の差押さえです。しかし、これも勤め先を辞められたり、勤め先が判明しなければ終わりなのです。

そこで、威嚇効果も含めて、家財道具の差押さえ、いわゆる有体動産の差押さえにかかるわけですが、この現場がどうなっているのか、少し詳しく述べてみましょう。

五〇〇〇万円の回収に五億円の予納金

有体動産の差押さえは、地方裁判所の管轄です。家財道具の差押さえについては、一〇〇〇万円以下の物件は、一件あたり三万五〇〇〇円の予納金が必要になります。裁判所が使う費用を前払預託せよというわけです。東京地方裁判所の最近のある年の数字によると、申立て件数一万五〇〇〇件、差押さえができたのはその内の一〇パーセント、一五〇〇件、差押物件を競売することによって回収された債権金額はその三分の一（五〇〇件分）と言われて

います。これで、どんなことが起こっているかわかるでしょう。仮に、一件平均の債権額を一〇万円とすると、一万五〇〇〇件の申立てですから、債券総額は一五億円になります。一万五〇〇〇件の申立てに要する予納金は、一件あたり三万五〇〇〇円ですから、五億二五〇〇万円かかることになります。そして、その内の一五〇〇件しか差押さえができないわけで、莞で充当されるのはその三分の一である五〇〇件分ということですから、五〇〇〇万円ということになります。

もちろん、先に納めた予納金は、必要な経費を差引いて、ある程度戻ってはきますが、五億円以上もの現金を予め積んで五〇〇〇万円しか回収できないというのでは、明らかにこれは**採算が合いません**。経済的合理性を失っていることになります。

生計を営むに必要な業務用品、育児用品、病人看護用品の他、整理ダンス、洋ダンス、ベッド、鏡台、調理用具・食器棚、食卓セット、電子レンジ・オーブン（一台）、冷蔵庫（一台）、瞬間湯沸器（一台）、洗濯機（一台）、ラジオ（一台）、掃除機（一台）、テレビ（二九インチ以下、一台）、冷暖房機、エアコン（一台）、ビデオデッキ（一台）
また、右記禁止品目以外のものでも、換価価値がないと判断されるものは、差押執行対象品目としないと決定しています。

調査を進めていきますと、ここに記載された本人が、もしくはその名前を利用した第三者が住民登録の**転出届を偽造**し、勝手に台東区に転入し、その結果、本人を証明するかなりの数の印鑑登録証明書や住民票の写しの交付を受け、国民健康保険被保険者証まで作成してもらって、その交付を受けました。これをもとに本人としてローン、クレジット、携帯電話などの契約を結びましたが、これらの与信業者への支払延滞が発生し、多くの関係者から問い合わせがあつて虚偽の転入が発覚し、職権で抹消したり、すでに発行した諸証明の無効が公告されたものです。

・・・

私どもが不良債権の管理調査を扱ってから、自動車運転免許証や健康保険証や住民票の写しの**偽造に数多く出会います**。公安委員会の免許証の管理官は、「なぜ免許証の写しで確認するのか」と、よく私どもに嘆きます。また、「健康保険証もなぜコピーで問い合わせるのか」という区役所の係官の嘆きをよく聞きます。

・・・

ということは、現在、行政側が実施している住民基本台帳の登録、印鑑証明書の発行、住民票の写しの交付、健康保険証の交付、自動車免許証の発行などが、本人の申告を正しいものとして実施され、これを**悪用したり、人をだますために利用しようとする人びとにスキだらけ**であること、その隙の利用法が広く普及してこれが悪用されているという事実が覆い隠

されていることにあります。

そして、一般に国がやる事柄に、このようなことはあるまいと信じられていることもあります。

昔のように米穀通帳がないから、住民登録がなくても、生活するだけなら何の差し支えもありません。そして、老齢基礎年金などを受取る時期になって、初めて住民登録を居住地に移動するという人が、けっして少なくないのです。

この現象は、法治国家日本の中の「**流民が多発している現象**」と考えざるを得ません。流民とはいったい何かというと、**国や自治体が行なう膨大なソーシャルサービスは受けるけれど、このために必要な資金の元になる税金は払わない人が多発していることを意味します。**

今、日本には私たちの CCC のような独立系の情報機関を除いて、業界ごとに行政指導で組織された個人情報情報機関が三つあります。私は、拙著『カードパニック』（学陽書房）で、こう書きました。

「カードを発行する与信業者（消費者ローンの貸付会社）は消費者から、カードの申込用紙に記載されている内容について関連の信用情報機関に信用照会を行ない、そこで問題がなければ、電話または郵便で居住の確認を行ない、カードを発行するという仕組みになっています。つまり、現行の信用供与は、信用情報機関が持っている膨大な数の個人情報データを百パーセント信用することをベースとして成り立っているのです」

とすると、このクライシスの最大の責任者は、一億三〇〇〇万人のデータを持ち、三カ月以上の延滞をすべて網羅しているとするデータバンク側と、これをもってよしとする行政側が、その第一の責任を背負わざるを得ません。

ところが、信用情報機関の責任者は、NHK のインタビューに答えて、「今日のような破産が続出するのは、カード会社が与信情報、延滞情報を報告・登録しないからだ」

と責任を転嫁しています。

この対策について、行政当局は「『銀行協会系信用情報センター』、『通産省系信用情報センター（CIC）』、『貸金業協会系信用情報センター（JDB）』の三機関のドッキングと全クレジット情報（ホワイト情報）の登録・集積にある」としています。

こんなことが、今すぐ実現可能と考えられるのでしょうか。行政当局がこんなことを考え信じている限り、消費者ローン業界に未来はありません。

私は、三〇年間にわたって、

「消費者ローンの世界では、延滞、不良貸付はつきものである。いかにこれを少なくするかがこの業界のノウハウの九〇パーセント以上を占めるはずである」

と、言い続け、業界に働きかけてきました。

しかし、現実には、

「延滞、不良貸付のロスは少量で、取扱高を増やし、売上を伸ばすことによって、利益で十分カバーできる」

という考え方が大勢を占めてきたし、現在でもそうなのです。

それは、これらのロスを公表されたら、**善良な顧客が支払いを止めてしまう**のではないかと、恐れているからであるとしか考えようがありません。我々と接触するのさえ嫌う方が少なくないのです。

それでも、

「**大手信販会社、大手カード会社でも債権回収のノウハウはまったくない**」

と言われた都市銀行の幹部の方がおられました。

また、債権回収の**第一線におられる担当者の方々からお聞きする現状と、経営者や幹部の方々から何うお話と、天と地ほどの相違**があります

・・・

債権回収問題は「人海戦術」では解決しません。まして担当者まかせで、回収問題は裏方の仕事とか、不浄のものに触るような姿勢では何の前進もありません。

また、別のある債務者が、一流銀行の重点支店に勤務していたということで、当然、行員だと考えて調査したら、その銀行の地下にある散髪屋の見習いだったというのです。

これらの話は、申込書だけでは、その実態がなかなかつかめない、ということを表しています。

現在のわが国の信用情報機関では、申込書に記載された項目のチェックはほとんど不可能ですし、**氏名・生年月日・住所**などですら、**虚偽の申込み**をなされたら、**対処する方法がありません**。

ブラックデータ、イコール与信拒否という与信側の偏見が見え隠れします。

このような間違いから優良なユーザーに与信拒否という不利益をもたらした責任は、いったいどこにあるのでしょうか。さらに、仮に不払いで登録されている人にも、抗弁したい正当な理由があるかもしれません。

<身に覚えのない不払請求を放置しておいたら、ローンの申込みを断られて……>

鳥取県に住むある男性は、銀行のカードローンを申し込んだところ、不払記録あり、との理由で拒否されました。思い当たるのは、かつて身に覚えのない請求がきたのを、そのまま放置しておいたことでした。その請求は、その当時住んでいた四国松山市の中古車販売会社で車検ローンを地元信販会社と契約したことについての、その未払い請求でした。

しかし、その男性は、販売会社に車を買って取ってもらったことはありましたが、車検ローンを組んだ覚えはありません。調査の結果、中古車販売会社の社長が、その男性から買い取った車を再販売するため、その男性名義で車検ローンの申込みを無断で行ない、**自分がその保証人になっていた**ということがわかりました。

サラ金の多重債務者が銀行ローンを受けられる謎

・・・

真実のほどはわかりませんが、この事件の裏を、次のように説明する人がいます。

まず銀行の情報センターからクリーンヘサラ金情報を問い合わせます。問い合わせをすれば、**当然多重債務者は必ず引っかかってくる**と誰しも思います。ところが、問い合わせても、正確な情報が出てこない仕組みになっていると言うのです。

それはどういうことかと言いますと、銀行の情報センターからクリーンに問い合わせると、そこからサラ金系の情報センター（JDB）に問い合わせがいきます。JDBは全国三三のセンターに分かれています。当然、三三のセンターのデータを**すべてチェック**してくれているはずだと普通は思います。

ところが、その人の話によると、「JDBは、三三のセンターのデータの中から**五年以上延滞のブラックリストだけを中央に集めていて、それをチェックして答を出す**ようにしている、だからこういうデータはほとんど役に立たないんですよ」ということなのです。

「ヨーロッパは、プライバシー保護に対し（米国などと比べ）神経質である。ナチスがユダヤ狩りをした歴史的背景から、個人情報漏れることに警戒感が強い」

アメリカでは、個人信用情報をデータベースとしてさまざまなサービスを提供することは、結果的に消費者の利益につながるという考え方を強く持っており、一方、ヨーロッパ諸国は、前項でも指摘しましたようにプライバシーについては非常に神経質で、警戒感が強いという違いがあります。アメリカではクレジット・ビジネスが非常に発達しているのに対し、ヨーロッパでは、金融サービスは銀行が中心になっているという違いもあります。

また各企業にとって、**ポジデータ（ホワイト情報）は、マーケティング上の重要な財産**である顧客情報そのものであり、この情報をデータバンクに提供するのには抵抗があるので、これは遅々として進まないのではないかと思います。

日本は法治国家として、債権者・債務者間の不払い債権問題は、なるべく**私的自治で解決**し、その手に余るものについては、裁判所を通じて解決するべきであるという考え方で信用取引が行なわれてきました。ところが現行の裁判所制度、その他の法制は、今日のような大量生産・大量販売・大量消費、それに伴う大量与信という信用社会を想定した制度ではなく、とうてい対応できないものであることが、明らかになってきています。

・・・

しかし、回収機関やサービサー制度の創設は、担保のあるものについて、その担保を換価して回収することに重きを置いているように思われます。しかし、不良債権問題は、序章以下でも述べたように、**一五〇兆円と推定される不良債権の八割を占める無担保債権**にまで拡大シメスを入れない限り、解決が難しいと思います。以下、主として無担保債権に絞って話を進めます。

従来から、ローンやクレジットなど個人の信用取引だけではなく、信用取引はすべて、**与**

信のリスクはあらかじめ手数料・金利に含みこまれ、善良な利用者の負担によって賄われてきました。そして、不払いの増大を与信の量的拡大でカバーしようとしてきたのですが、この目論見が崩れ、大量に発生する不払いによる損失をカバーできなくなる事態に至ったことは、今回の不良債権問題、住専、ノンバンク、ゼネコン、また金融機関などの破綻や窮状を見れば明らかです。

リスクを善良な利用者に押しつける与信のあり方、さらに与信の量的拡大で、損失をカバーしようという思想は、「貸したものは利息を付けて返してもらおう」という、回収面のシステムやノウハウづくりの追求の努力を怠らせることになりました。金融機関の、不良債権は保証会社にそのつけを回せば事足りるという考え方と、同じ金融機関が、問題のありそうな、あるいは問題のある融資について、住専やノンバンクに付け回して不良債権を膨大に膨らませてしまったのは、同根の思想から来ているといわれても反論はしにくいでしょう。

この**債権回収を等閑視する思想**は、回収活動をいかがわしい仕事におとしめ、与信企業の回収部門で働く人びとから、自らの仕事に対する誇りを奪う結果になったのではないのでしょうか。さらにこのことは、臭いものには蓋、つまりマイナスの実態をなるべく隠そうとする風潮を強めました。そしてその行き着くところが、現在の不良債権問題を招来したのではないのでしょうか。

そしてそのつけは、まず、明らかに金融機関の救済を目的とした、超低金利政策による、預金者たる国民の利子所得の金融機関への所得移転であり、さらに税金という国民資産の投入による損失補填の拡散です。**常に、善良なユーザーが負担するという図式、正直者が馬鹿を見る**という道筋の先に、健全な信用社会を誰も構想できるわけがないことを、この際、肝に銘じるべきではないのでしょうか。

元来日本人は、契約の観念に疎く、

- ・印刷された文字は読まない、
 - ・部分的にしか物事をとらえない、
 - ・経済社会のシステムとか契約社会の守則を知らない、
 - ・借入れ可能額（自分の返済能力）についての感覚が乏しい、
- などの人が多いことを、債権回収調査の現場で痛感します。

もともと日本の社会は、エモーショナルな社会であって、クレジット、ローンなどという契約社会になじみません。

②スローペイヤー（督促されなければなかなか払わない人）

スローペイな人は案外と多いものです。つまり、**クレジットやローン契約は「持参債務」**であることを知らず、集金にこないから払わない、言ってきたから払えばいいや、と考える人たちが意外に多いことはおわかりいただけだと思います。

アメリカでは身柄を要された被疑者の尋問に先立ってなされる警告ないし注意のことを「ミランダ警告」と言い、次の四項目から成豊っています。(一) 黙秘権があること、(二) 供述すれば不利益な証拠となりうること、(三) 弁護人の立ち会いを求める権利があること、(四) 弁護人を依頼する資力がなければ公選弁護人を付けてもらうことができること。アメリカでは、警察官が必ずこの警告を行ってから尋問することが義務づけられています。名前の由来は、ミランダという人の裁判で、警察官がこれを怠ったので、裁判が被告に有利になったという事例から来ています。

私たちが提案しているのは、消費者サイドに立ったデータバンクであり、債務者との人間的つながりのある、回収方法の実現です。

現実には、回収現場ではどんなことが行なわれているか。はっきり申しあげて、**人海戦術による居座り催促と脅迫**しかないのではないのでしょうか。このような非人間的で、暴力的な回収方法しかないのでは、日本の信用産業が発展するわけはありません。

信用産業というのは、**与信に対して、金利や手数料を付けて返済してもらって始めて完結するビジネス**です。にもかかわらず、このいちばん大切なところが、日陰者扱いになっている。どの与信企業でも債権回収部門には、たいへん申し訳ない言い方になりますが、人材を配置していないのではないですか。私たちからはそのように見えてならないのです。